

## 議案第 21 号

### 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

用途地域の区分として田園住居地域が加えられたことにより建築基準法の条項の追加が生じたことに伴う所要の整備を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、危険物製造所等の設置許可申請、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の標準額が改正されたことを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(53)まで（略）	(略)	(略)
(54) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <del>又は第13項ただし書</del> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
(55)から(123)まで（略）	(略)	(略)
別表第2(消防関係)		
事務	手数料を徴収する事務	金額
1（略）	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)（略）	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア及びイ（略） ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u> エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応

じ、それぞれ次に定める金額

- ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000 円
- ② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000 円
- ③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000 円
- ④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,420,000 円
- ⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000 円
- ⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,880,000 円
- ⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,100,000 円
- ⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,290,000 円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000 円
- ② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000 円
- ③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリ

		<p>ットル以上 5 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>1,500,000 円</u></p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>1,830,000 円</u></p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>2,140,000 円</u></p> <p>⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>4,350,000 円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  <u>5,570,000 円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,770,000 円</u></p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所  <u>5,750,000 円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000 円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所  <u>10,700,000 円</u></p> <p>キからシまで (略)</p>
(3) (略)		(略)

3 から 5 まで (略)	(略)	(略)
<p>6 消防法第 11 条の 2 第 1 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務</p>	<p>(1) 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000 円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000 円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000 円</u></p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000 円</u></p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000 円</u></p> <p>⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,600,000 円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,820,000 円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,030,000 円</u></p> <p>エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>490,000 円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>630,000 円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000 円</u></p>

		<p>④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,310,000円</u></p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
	(2) (略)	(略)
7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000円</u></p>

④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000 円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000 円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,950,000 円

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,620,000 円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,000 円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,660,000 円

② 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,190,000 円

③ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,000 円

ウ (略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(53)まで (略)	(略)	(略)
(54) 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
(55)から(123)まで (略)	(略)	(略)

別表第2(消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア及びイ (略) ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u> エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880,000円</u> ② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,070,000円</u>

- ③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000 円
- ④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000 円
- ⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000 円
- ⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000 円
- ⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000 円
- ⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000 円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000 円
- ② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000 円
- ③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,580,000 円
- ④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及

		び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000 円</u> ⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロ リットル以上 20 万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000 円</u> ⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロ リットル以上 30 万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000 円</u> ⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロ リットル以上 40 万キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000 円</u> ⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロ リットル以上の浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>7,070,000 円</u> カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 の設置の許可の申請に係る審査 次に 掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 ① 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロ リットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000 円</u> ② 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロ リットル以上 50 万キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000 円</u> ③ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロ リットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000 円</u> キからシまで (略)
	(3) (略)	(略)
3 から 5 まで (略)	(略)	(略)
6 消防法第 11 条の 2 第 1 項 及び危険物の 規制に関する 政令第 8 条の 2 第 7 項の規	(1) 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づ く製造所、貯蔵所又 は取扱所の設置の許 可に係る完成検査前 検査	ア及びイ (略) ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリ ットル以上 5 千キロリットル未満の特

定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務

定屋外タンク貯蔵所 420,000 円

② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 560,000 円

③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 730,000 円

④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000 円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,090,000 円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000 円

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,900,000 円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000 円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 530,000 円

② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 680,000 円

③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,030,000 円

④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000 円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000 円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロ

		<p>リットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,430,000 円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000 円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000 円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000 円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000 円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000 円</u></p>
	(2) (略)	(略)
7 消防法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000 円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000 円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000 円</u></p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,020,000 円</u></p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,300,000 円</u></p> <p>⑥ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロ</p>

		<p>リットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,150,000 円</u></p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,870,000 円</u></p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,460,000 円</u></p> <p>イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,690,000 円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000 円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,830,000 円</u></p> <p>ウ (略)</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。